

【お知らせ】「大胆な投資促進税制」の施行・申請受付開始について

令和 8 年度税制改正に関して、大規模で高付加価値な国内投資を促進するべく創設した「(特定生産性向上設備等投資促進税制)」について、7/31（金）に施行、申請受付も開始いたしました。

つきましては、経産省 HP に以下のとおり大胆税制サイトが開設されておりますのでご共有させていただきます。

★「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/henkashien/daitanzeisei/daitan.html

また、上記サイトにも掲載しているところですが、本税制に関する特設サイト及びサポートセンターも開設されておりますので、以下のとおりご共有させていただきます。

★サポートセンター：大胆な投資促進税制サポートセンター 0570-093-930（平日 9:00-17:30）

今後、税制の概要等をまとめた資料を HP 等で 8 月末に公開する予定とのことですので、そちらにあわせて所管団体の皆様に改めて周知させていただければと思います。

〒100－8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1

経済産業省 製造産業局 産業機械課

[TEL:03-3501-1691](tel:03-3501-1691)